

大成ホーム・シンバネットワーク協力事業
平成30年度市民の夢応援プロジェクト

浦添市まちづくりプラン賞
応募の手引き

平成30年6月
浦添市市民協働・男女共同参画課
浦添市ハーモニーセンター

TEL : 098-874-5711

e-mail: siminkyodo@city.urasoe.lg.jp

大成ホーム・シンバネットワーク協力事業
平成30年度市民の夢応援プロジェクト
浦添市まちづくりプラン賞
応募の手引き

【募集期間】

平成30年6月29日(金)から平成30年7月20日(金)まで
受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- * 応募用紙などの様式は、浦添市のホームページ、まちづくりプラン賞のページからダウンロードすることができます。

【注意事項とQ & A】

応募にあたっては、募集要項をよく読んで、次の注意事項とQ & Aに留意しながら、提出書類を作成してください。

1 対象となる計画・活動

(1) 計画・活動の内容

- ① 浦添市の自然、歴史文化を生かし、地域の美しい風景を守り育て創造するまちづくり活動のほか、「てだこの都市・浦添」の実現に寄与することを目的とする幅広い計画・活動を対象としています。
- ② また、浦添市にふさわしい自主的なまちづくりに関する計画・活動を対象としていますので、地域・団体の皆様の自主的な計画・活動について、積極的な応募をお待ちしています。
- ③ なお、計画・活動は、応募時点において具体的な内容で、実現可能なものとしてください。

(2) 活動の期間

対象となる計画・活動は、助成金の交付を決定する予定の平成30年8月21日以後に活動を開始し、平成31年2月28日までに終わるものが対象です。

Q&A

Q1 すでに、活動に必要な物品を一部購入しました。応募することができますか？

A1 応募の対象となる計画・活動は、助成金交付決定後のものが対象となります。活動自体が、助成金交付決定後に行われる予定であれば、応募することができます。ただし、助成金交付決定前に購入した物品は、助成金の対象外となります。

2 助成金の額及び応募対象コース

Q&A

Q2 50万円コースを希望しますが、助成額が30万円であったとしても活動を行いたいと考えています。50万円コースと30万円コースの両方に応募することができますか？

A2 応募できるコースは1コースです。複数のコースに応募することはできません。ただし、応募用紙において、応募したコースに選定されなかった場合で他のコースに空き枠がある場合、他のコースへの変更を希望するかを伺っておりますので、「希望する」の口にチェックしてください。

3 提出書類

(1) 浦添市まちづくりプラン賞応募用紙

- ① 募集要項をよく読んで、様式の項目に沿って簡潔に記入してください。
- ② 「活動の主旨及び目的」の欄には、主旨及び目的のほか、活動によって得られる成果などを記入してください。

(2) 事業計画書

- ① 3ページ以内にまとめてください。
- ② 活動期間は、助成金の交付を決定する予定の平成30年8月21日以後に活動を開始し、平成31年2月28日までに終わるように計画してください。
- ③ 活動にあたり、関係機関への申請や調整などが必要な場合には、これらの準備を整えてください。

(3) 収支計画書

- ① 支出予定の経費のうち助成の対象となる主な経費は、活動に必要な経費で、4ページの別表補助対象経費区分表のとおりです。
- ② 収支計画書の種目欄は、別表補助対象経費区分表の



種目の欄に沿って区分し、説明の欄に具体的な内容を記入してください。

- ③ 団体の運営に係る経費や活動以外の経費と識別することが困難な経費は、助成金の対象となりませんので、収支計算書に記載しないでください。
- ④ 収支計画書の額は、見積書の額を確認し、積算してください。
- ⑤ 見積書を取ることができない場合には、その額の根拠を明らかにできる資料を添付してください。

Q&A

Q3 地域の公園及び周辺道路に花壇を設置し、地域に花と緑を増やす活動を予定しています。どのようなことに留意すればいいですか？

A3 公園や道路などは、市のほか、国や県、あるいは、民間事業者の方が管理している場合もありますので、活動の対象となる土地などの管理者と十分に協議を行い、計画・活動に支障のないように調整を行ってください。

なお、市の関係部署としては、美まち推進課や道路課などがありますので、お問い合わせください。

Q4 活動のための会議の際、飲み物を用意したいと考えています。対象経費とすることができますか？

A4 食糧費(会議や懇親会等の飲食費)は、対象経費とすることができません。

Q5 次年度以後も継続して活動を続けるため、備品の購入を計画しています。対象経費とすることができますか？

A5 対象となる活動に必要な備品であれば、対象経費とすることができます。ただし、用具庫や物置などのほか、団体の日常的な活動に使用される備品は、対象経費とすることができません。

Q6 活動にあたりお手伝いをお願いした方々に、なんらかのお礼をしたいと考えています。どのような経費を対象とすることができますか？

A6 団体の会員等の関係者以外の協力者をお願いする必要がある場合は、謝金として対象とすることができます。なお、種目としては報償費となります。



4 審査・プレゼンテーション

- (1) 審査は、提出書類をもとに、プレゼンテーションにより行います。
- (2) プレゼンテーションは、5分以内ですので、簡潔に要点をまとめてプレゼンテーションしてください。

5 受賞後の手続

プラン賞の受賞決定後、改めてお知らせいたします。概要は、募集要項をご確認ください。

別表 補助対象経費区分表

種目	補助対象経費
①報償費	講師・出演者、協力者に支払う謝金など
②旅費	講師・出演者等の旅費など
③印刷製本費	チラシ作成等広報用の印刷経費など
④消耗品費	事務用品、用紙、材料の購入費など
⑤燃料光熱水費	活動用車両のガソリン代、光熱水費など
⑥通信費	電話料、郵便料など
⑦広告費	新聞広告料など
⑧保険料	ボランティア保険などの保険料
⑨使用料賃借料	施設使用料、物品の賃借料など
⑩食材費	食品に係る活動を行う場合に必要な食材等
⑪備品購入費	備品のうち、活動に必要な備品と認められるもの